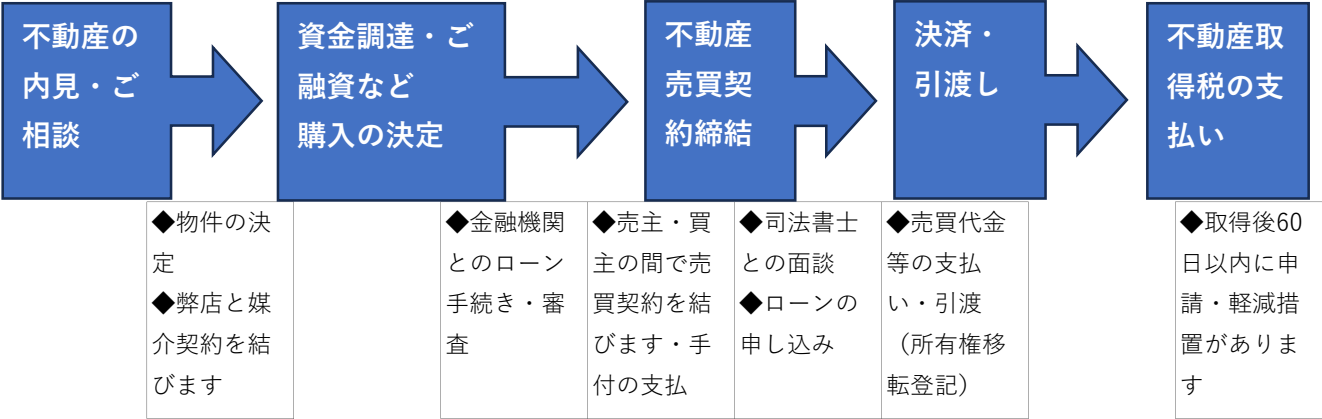


不動産購入の流れ



不動産の購入に先ずはこの書類

☒	書面の種類	内容
	①買主様 本人確認書面写し	マイナンバーカード、運転免許証、パスポートなど
	②その他 弊店のヒアリングシート	仲介のお申し込みされるときにご記入いただきます

売買が決定したら(成約したら)ご注意ください

☒	書面の種類	発行先	内容
	住民票	市区町村（稚内市は役所総合窓口）	登記上の住所になります 事前に移転届を行います 契約から所有権登記まで長期となる場合は、決済より1週間程度前まで

※不動産取得税について（相続以外で土地や建物を取得した時一度だけ課税されます）

窓口：総合振興局等

期限：不動産を取得してから60日以内

不動産取得後、一般的に各自治体が税額を計算し、納税通知書が送られることが多いとされます。

一定の条件を満たす場合は軽減措置を受けることができます。

不動産を取得した日（登記されたあと）から、60日以内に所轄の都道府県税事務所へ申告します。

軽減措置について詳しくは、不動産所在地の都道府県税事務所へお尋ねください。

（稚内の土地建物を取得したときは宗谷総合振興局税務課）